

会員規約

第1条 名称

本ジムは、フォルティスフィットネスジム(以下 ジム)と称する

第2条 目的

会員が施設を利用して、心身の育成をはかり、品格ある健全なスポーツジムとする事を目的とする

第3条 会員制

- 本ジムは会員制とする
- 本ジムに入会する者は、本規約に同意承諾し、入会申込書を提出、またはWEB入会による手続き完了し、利用契約等の諸契約を締結することにより入会が認められ、諸施設を利用することができます
- 未成年者が入会を希望する場合は、所定の利用申込書に本人と親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします

第4条 会員資格

- 会員資格を有する者は、以下の項目を満たす者とし、本ジムが審査の上、承諾した者とする
 - 本ジムの規約に同意し、入会希望する者
 - 会員費等のクレジット、口座引き落としに同意する者
 - 18歳未満の未成年者で親権者の同意のある者
 - 暴力団関係、及び薬物常用でない者(反社会的勢力者等)
 - 以前に本ジムで除名されてない者
 - 本ジム内では、タトゥー、入れ墨等の露出を行わないことに同意する者
 - 伝染病、その他等、他の会員に伝染または、感染する恐れのない者
 - 日本語で意思の疎通ができる者
 - 医師により運動を禁止されていない者
 - 妊婦、または、妊娠の可能性がない者
- 本ジムは、自由な裁量により、入会の申し込みを承認または承認しない場合、その理由を示す必要はないものとする

第5条 入会手続き

本ジムに入会する者は、本ジムの規約に同意し、本ジムの承認を得た上、所定の手続きを行い、入会時の諸経費を納入する。尚、虚偽の申告を行った者は、入会を取り消すことができる。未成年者の場合は、親権者の同意を必要とする

第6条 入会金、事務手数料、月会費等

- 入会金、事務手数料、月会費等の金額の支払い時期、支払い方法については本ジムが定めるものとする。支払い時期は、口座引き落としの場合は在籍する月の月末までの分を前月27日までに支払うものとし、クレジットカードの場合は所定の方法で指定するクレジットカードの発行会社の規約に基づいて支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます
- 一旦納入した事務手数料、月会費等は理由の如何を問わず返却しないものとする
- 本ジムは、入会金、事務手数料、月会費等の金額を変更することができる
- 月会費は、利用の有無に関わらず、退会月まで払うものとする

第7条 休会

- 会員は、自己都合により所定の届で用紙による手続きにより、退会することができる。尚、退会希望日の前月10日(10日がノースタッフデイの場合翌営業日)までに店頭へ届け出るものとする。本ジムの事務手続き上、10日を過ぎてしまった場合、翌々月扱いになります

第8条 退会

- 会員は、自己都合により所定の届で用紙による手続きにより、退会することができる。尚、退会希望日の前月10日(10日がノースタッフデイの場合翌営業日)までに店頭へ届け出るものとする。本ジムの事務手続き上、10日を過ぎてしまった場合、翌々月扱いになります。なお本ジムが退会届を受領しない限り会費支払い義務は発生するものとする
- 一度退会した後、再入会する場合は、新たに入会金、事務手数料が発生する
- 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければならない

第9条 除名

- 本ジムは、会員が下記の各項に該当する場合、本ジムは、会員に催告すること無く除名することができる
 - 第4条の会員資格の条件に反したことが判明したとき
 - 本ジムの規約、その他の規則に違反し、正当な理由なくスタッフの指示に従わなかったとき
 - 会費、その他の支払いを3カ月以上滞納したとき(その場合も会費の支払い義務は生じる)
 - 本ジムの施設を故意に破損、または盗難したとき
 - 本ジムの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき
 - スタッフ、その他の会員に対して、迷惑、損害をかけたとき
 - スタッフ、その他の会員に対して、品位を損なうと認められる行動、言動のあったとき
 - 伝染病等、他の会員に感染を及ぼす病気にかかったとき

第10条 会員資格の喪失

- 会員の死亡、失踪宣告、退会、除名されたとき
- 会員の破産の申し立てがあったとき
- 経営上、重大な理由により、本ジム施設を閉鎖したとき
- 第4条の会員資格の条件に反したことが判明したとき

第11条 変更事項の届出

- 1.氏名、及び住所の変更があった時は、所定の用紙にて、速やかに店頭へ届け出るものとする
- 2.引落口座の変更を行うときは、引き落とし予定月の前々月の末日までに、所定の用紙と口座引き落とし依頼書を添えて店頭へ届け出るものとする

第12条 会員資格

- 1.本ジムは、会員に会員証を発行する
- 2.会員証は、本人以外、使用することはできない。他人への譲渡、または貸与してはいけない。その場合、その会員を除名することができる
- 3.会員は、会員証を紛失した場合、速やかに店頭へ届け出て、再発行の申請をしなければならない。その際、再発行手数料として会員は、2,000円+税を本ジムへ払うものとする(会員証を発行する者)

第13条 施設の営業

- 1.本ジムの施設の補修、及び改修するとき
- 2.天変地変・災害・新型コロナウイルス等の感染症・伝染病等により会員にその被害が及ぶと所属店舗が判断し、営業が困難と認めるとき
- 3.その他やむを得ない事態が発生した場合、営業時間の変更、休業する場合がある

第14条 禁止及び退場

- 1.会員は、スタッフの指示に従い安全にトレーニングを行うものとする。また、スタッフの指示に従わないとき、本ジムの施設の利用を禁止し、退場させることができる
- 2.本ジムの利用時は常に本ジムが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを厳守します
 - ①ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベットが付いている衣類、履物または服装飾の着用禁止
 - ②サンダル、草履、長靴、ヒールが高い、スパイクシューズ、滑りやすい履物の着用禁止
 - ③その他、本ジムがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品の着用禁止
- 3.その他、施設内に掲示してある注意事項を守らないとき、本ジムの施設の利用を禁止し、退場させることができる
- 4.本ジムの設備以外のトレーニング器具(グローブ、ベルト以外)の持ち込みは禁止とする
- 5.タトゥー、イレズミ等のある会員は、露出の無いように心掛け、他の会員の目に触れないように努めるものとする。尚、この内容に違反したものは、退場または、除名することがある
- 6.本ジム内、敷地内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動、その他本ジムの目的と反する活動の禁止
- 7.他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動の禁止
- 8.本規約の手續に従わずビジターを入館させた者および入館したビジター
- 9.過度な露出の服装は禁止とする(肌の露出の多い服装等)
- 10.ダンベル及びバーベル等、器具の投げ捨て等の禁止
- 11.大声及び奇声の禁止
- 12.所定場所以外での飲食禁止
- 13.スタッフ、他の会員に対し誹謗中傷、暴力行為、威嚇行為の禁止
- 14.スタッフ、他の会員に対し待ち伏せ、ストーカー行為、覗き等、公序良俗に違反する行為の禁止
- 15.本ジム内の許可無く施設内の撮影禁止
- 16.飲酒を帯びての入館禁止
- 17.本ジムは、自由な裁量により、会員の施設使用の禁止、退場させることができる

第15条 賠償請求

- 1.会員は、自己の責任において、本ジムの施設を利用するものとする
- 2.本ジム施設、敷地内で発生した、紛失、盗難、傷害、事故、病気について、本ジムは一切責任を負いません
- 3.本ジムの駐車場および共同駐車場で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、本ジムは一切の責任を負いません
- 4.会員が自己の責に帰すべき原因により、本ジムの施設、または第三者に損害を与えた時は、その損害賠償責任を果たさなくてはならない
- 5.会員が未成年の場合、親権者は本人と共に、その損害賠償責任を果たさなければならない

第16条 パーソナルトレーナーの営業活動

- 1.本ジム内で営業活動を行う場合は、本ジムによる許可を得た上で、本ジム指定の書式による契約書を提出する必要がある。パーソナルトレーニングを受ける者も、同様に本ジム指定の書式による契約書を提出する必要がある

第17条 ビジター利用

- 1.ビジター利用は、本ジムが許可した場合のみ利用できるものとする
- 2.ビジター利用する者は、本ジムの正会員と同様の責を負うものとする

第18条 細則と注意事項等

本ジムは、本規約に定めのない、細則、注意事項、貼紙等についても、本規約と同様に厳守しなければならない

第19条 解散

本ジムは、予告することにより、本ジムを解散することができる

第20条 規約、その他の改定

本ジムは、本規約、細則、注意事項等を、必要に応じて改定、変更等することができる。その効力は、最新の改定日を以て全ての会員に及ぶものとする

本規約は、2023年3月1日より発行する

未成年の方はご本人と、保護者のサインが必要です

私は、上記会員規約を十分に読んで、理解、承認いたしました 20 年 月 日

氏名(自署) _____

保護者氏名(自署) _____ (印)